

高知市指定障害福祉サービス事業者等に係る業務管理体制検査等実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第51条の3、第51条の4、第51条の32及び第51条の33並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の27、第21条の5の28、第24条の39及び第24条の40の規定に基づき、障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者、同項に規定する指定障害者支援施設の設置者及び障害者総合支援法第51条の22第1項に規定する指定相談支援事業者並びに児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者及び同法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査等について基本的な事項を定めることにより、業務管理体制の整備に関する的確かつ効果的な検査の実施及び均一な検査水準の確保を図ることを目的とする。

(検査対象事業者)

第2条 検査の対象となる事業者は、指定障害福祉サービス事業者等であつて、当該指定に係る全ての事業所が本市に所在するものとする。

(検査体制)

第3条 検査の実施に当たっては、複数の検査担当職員で行うとともに、国又は高知県の指導監督部局と十分な連携を図り、効率的かつ効果的な実施に努めるものとする。

(検査形態及び検査方法)

第4条 検査の形態は、一般検査及び特別検査とする。

2 一般検査は、業務管理体制の整備状況及び運用状況（以下「業務管理体制の整備状況等」という。）について、定期的に書面による検査を行うとともに、必要に応じて、指定障害福祉サービス事業者等の事業所、本部等において実地検査を行うものとする。なお、実地でなくても確認できる内容については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができるものとし、活用にあつては、指定障害福祉サービス事業者等の過度な負担とならないよう十分に配慮する。

3 特別検査は、指定障害福祉サービス事業者等の指定を受けた事業所において指定取消し等の処分相当事案が発生した場合に業務管理体制の整備状況等を検証するとともに、当該事案への組織的関与の有無を検証するため、当該指定障害福祉サービス事業者等の事業所、本部等において実地検査を行うものとする。

(実施通知)

第5条 市長は、一般検査（実地検査に限る。）及び特別検査を実施しようとするときは、あらかじめ対象となる指定障害福祉サービス事業者等に対し、実施日時、検査担当者の氏名その他必要な事項を書面により通知するものとする。ただし、実効性のある実態把握の観点から、必要と認められるときは、対象となる指定障害福祉サービス事業者等の事業所、本部等への立入時に告知するものとする。

(結果通知)

第6条 市長は、検査の結果、改善を要する事項等が認められた場合は、検査の対象となった指定障害福祉サービス事業者等に対し、その旨を書面により通知するものとする。

2 市長は、前項の通知を行うにあつては、指定障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、当該通知に係る事項等の改善状況について報告を求めることができる。

(勧告)

第7条 市長は、検査の結果、指定障害福祉サービス事業者等が障害者総合支援法第51条の2第1項若しくは第51条の31第1項又は児童福祉法第21条の5の26第1項若しくは第24条の38第1項に規定する厚生労働省令で定める基準に従つて適正な業務管理体制を整備していないと認めるときは、当該指定障害福祉サービス事業者等に対し、原則として、障害者総合支援法第51条の4第1項若しくは第51条の33第1項又は児童福祉法第21条の5の28第1項若しくは第24条の40第1項の規定による勧告を書面により行うものとする。

- 2 市長は、前項の勧告を行うに当たっては、当該障害福祉サービス支援事業者等に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置の実施状況について報告を求めるものとする。
- 3 市長は、第1項の勧告を受けた指定障害福祉サービス事業者等が、期限までに当該勧告に従わなかったとき、又は正当な理由なく期限までに前項の報告をしなかったときは、障害者総合支援法第51条の4第2項若しくは第51条の33第2項又は児童福祉法第21条の5の28第2項若しくは第24条の40第2項の規定により、原則としてその旨を公表するものとする。
- 4 前項の公表を行うに当たっては、当該公表が障害者総合支援法又は児童福祉法の規定に基づくものである旨を明示するものとする。

(命令)

- 第8条 市長は、前条第1項の勧告を受けた指定障害福祉サービス事業者等が、正当な理由なく当該勧告に係る措置を採らなかったとき、又は正当な理由なく期限までに同条第2項の報告をしなかったときは、当該指定障害福祉サービス事業者等に対し、原則として、障害者総合支援法第51条の4第3項若しくは第51条の33第3項又は児童福祉法第21条の5の28第3項若しくは第24条の40第3項の規定による命令を書面により行うものとする。
- 2 市長は、前項の命令をしようとする場合は、当該指定障害福祉サービス事業者等に対し、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定により弁明の機会の付与を行うものとする。
 - 3 市長は、第1項の命令を行うに当たっては、当該指定障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、当該命令に係る措置の実施状況について報告を求めるものとする。
 - 4 市長は、第1項の命令をした場合は、障害者総合支援法第51条の4第4項若しくは第51条の33第4項又は児童福祉法第21条の5の28第4項若しくは第24条の40第4項の規定により、その旨を公示するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、指定障害福祉サービス事業者等に対して行う業務管理体制の整備に関する検査等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月4日から施行する。